

# 経営形態論の本質学説の歴史的背景

——経営形態論の本質 (4)——

高岡義幸

## 目次

序

1. 経営形態論の本質学説
  - ① ドイツにおける経営形態論の本質学説
  - ② アメリカにおける //
  - ③ 日本における //
2. 経営形態論の本質学説の類型化
  - ① 唯心論的経営形態論の本質学説の類型化
    - ①—1 ドイツにおける唯心論的経営形態論の本質学説の類型化
    - ①—2 アメリカにおける //
    - ①—3 日本における //
  - ② 唯物論的経営形態論の本質学説の類型化
    - ②—1 ドイツにおける唯物論的経営形態論の本質学説の類型化
    - ②—2 日本における // (以上前号まで)
3. 歴史的背景 (本号)
4. 批判とわれわれの説
  - ① 唯心論的経営形態論の本質学説に対する批判
    - ①—1 社会経済学的な立場から個別経済をとらえる説に対する批判

- ①—2 個別経済学的な立場から個別経済をとらえる説に対する批判
- ② 唯物論的経営形態論の本質学説に対する批判
  - ②—1 社会経済学の立場から個別経済をとらえる説に対する批判
  - ②—2 個別経済学の立場から個別経済をとらえる説に対する批判
- ③ われわれの説

### 3. 歴史的背景

#### 序

われわれはこれまで、ドイツ、アメリカ、日本における企業形態に関する本質学説の紹介、並びにその類型化を行なってきた。企業形態論は現実の企業形態の変化に伴って生まれ、また現実の企業形態は主として各国におけるそれぞれの経済的な状況を背景にして形成されると考えるのが妥当であろう。そこでわれわれは、これまでに紹介してきた諸学説を、それらが持つ歴史的な背景との関連を考慮しながら整理し直してみたいと思う。

ドイツ、アメリカ、日本の三国における資本主義の発達は、各々独自の背景をもって、そこに特徴的な経過をたどってきたのであり、各国にはそれをその国なりの段階区分でもってとらえる説がいくつかある<sup>(1)</sup>。しかし、同時にこれらの国々は互いに交渉を持っていたのであり、そのため、多少のズレはありながらも、企業形態論の背景としてみる場合、共通の尺度でもって段階区分してみることも可能であると考えられる。そこで、われわれは以下のような三つの段階でもって各国の歴史をとらえ、それぞれの段階における一般的な経済状況の概観、並びに企業形態の形成・発達をさぐり出し、これらと企業形態に関する諸学説との関係をみてゆきたい。三つの段階とは以下の通りである。

- ① 会社形態の形成から大恐慌まで

- ② 大恐慌から第二次世界大戦まで
- ③ 第二次世界大戦後

(1) ドイツ、アメリカ、日本における経済発展段階区分の一例を挙げると、以下のようなものがある。

まずドイツの場合、H. モテックによれば、工業の発展段階は、①産業革命準備段階(1784～1833)、②産業革命(1834～1873)、③自由競争の資本主義から独占資本主義への漸次的移行期における資本主義的工業化(1873～1895)、④ドイツ帝国主義初期における工業の発展(1895～1914)、⑤資本主義の全般的危機の第一段階におけるドイツ工業の発展(1914～1945)、(Vgl. H. Mottek・“Einleitende Bemerkungen——Zum Verlauf und einigen Hauptproblem der industriellen Revolution in Deutschland”, H. Mottek, Blumberg, Wutzmer, Becker Studien zur Geschichte der industriellen Revolution in Deutschland, Akademie-Verlag, Berlin, 1960, SS. 62～63.)

大島隆雄訳・ドイツ産業革命、未来社、1968年、92～93頁参照。

次に、T. C. Cochran によれば、アメリカの独立以後200年間のビジネスの歴史は、① The Business Revolution (1776～1840)、② A National Market (1840～1890)、③ Adjusting to Bigness (1890～1930)、④ The Age of Demand (1930～1976)、(cf. T. C. Cochran・200 Years of American Business, Basic Books, Inc., 1977).

日本の場合、野呂栄太郎氏に従って日本資本主義の発展段階をとらえてみると、まずその第一段階としての原始的蓄積期が1868年1月の王政復古の大号令から(この一環として封建的身分制度の廃止と私有権の立法的な確認が行なわれた。野呂栄太郎・日本資本主義発達史、野呂栄太郎全集<上>、新日本出版社、昭和54年、58～63頁参照)1886年の銀貨兌換開始までであり(野呂栄太郎・前掲書、70～76頁)、第二段階としての産業資本主義期はそれ以降、日露戦争までと考えることができる。そして、日露戦争を契機に第三段階としての独占資本主義期への移行が始まり(野呂栄太郎・前掲書、98～99, 140, 156頁)、更に1927年の金融恐慌以降は国家独占資本主義期に入ったと考えることができる(野呂栄太郎・「恐慌の新局面とその展望」、野呂栄太郎全集<下>、新日本出版社、1970年、28, 44～45, 130頁)。

われわれがこの三段階による方法をとるのは以下のように考えるからである。まず、19世紀における産業革命期を経ることによって、これらの国々は株式会社制度を発達させた。19世紀も後半になると、とりわけドイツ、

アメリカ、日本においてはともに資本主義が著しく発達して、資本の集積・集中が進展した結果、大規模企業の形成をみるようになり、20世紀初頭には資本主義はついに独占段階に達した。その後第一次世界大戦を経て独占資本主義はますます発展し、企業の大規模化に伴う株式の分散もこの頃とりに上げられ始めていた。ところが、国家との関係を見ると、その介入はまだ顕著であったとは言えず、企業形態の面においても、大恐慌に至るまでは概して私企業を中心とするものであったと言えよう。

しかし、1929年に起った世界的な大恐慌によって各国の資本主義はその矛盾を一挙に露呈し、これを回復するために、以後国家と私企業との関係が著しく密接なものとなっていった。また、企業の社会的影響力の大きさから、その社会的責任を重視する考え方も生まれ、この時期にはより公共的な立場から、私企業以外の形態に対する可能性も追求された。その後、各々の国はそれぞれ矛盾を内包しながら国家独占資本主義的色彩を強くしてゆき、その衝突が第二次世界大戦となって現われたと言えよう。

第二次大戦を経過することによって各国資本主義は新しい局面を迎えた。たとえば、企業規模の更なる巨大化、新産業部門への進出、国際関係の進展などである。これらの諸事態の結果として、企業形態の面からは個別企業の枠を越えた巨大な共同企業や、資本輸出の新たな展開としての多国籍企業の出現、あるいは多角化に伴うコングロマリット (conglomerate) の出現などが注目されるようになった。これらと同時に、株式の更なる分散や企業の社会的影響力の増大を背景にして、そこに、所有とは分離された経営の自主性を主張する考え方も強くなり、企業をその所有の枠を越えとらえ直そうという動きも現われてきた。

以上のような三段階区分によって、ドイツ、アメリカ、日本の順に、それぞれの国における諸学説の歴史的背景をみてゆくことにする。

## ① 会社形態の形成から大恐慌まで

### ①—1 ドイツ

会社形態が形成される背景として産業革命以降の経済発展をみてみると、ドイツは1830年代に至るまでは依然として経済的・政治的・社会的に遅れた小国分立の状態にあり、大工業および資本主義の端緒はただ一部の大都市や海港においてみられたにすぎない。しかし、それは1834年以来実施されたドイツ関税同盟や1835年に始まった鉄道の開設によって促進せられ、さらに、これらと並んで統一の貨幣制度および手形法の制定は、国内通商における競争を増大する役割を果たした。<sup>(2)</sup>

1848年における政治的・経済的大恐慌の後ドイツ商業は活況を呈し、企業心および投機熱は全国的に普及をみた。<sup>(3)</sup>特に、ベルリン商業銀行、中央ドイツ信用銀行等の信用機関は投機的大工業、および交通機関の設立のために必要な資金を供給して企業の抬頭を助成し、その結果、資本主義的大企業としての株式会社は各方面に起り、急速にその数を増していった。<sup>(4)</sup>

(1) 柚木重三・独逸経済史概説、有斐閣、昭和15年、227～228頁参照。

(2) 柚木重三・前掲書、230頁参照。

(3) 柚木重三・前掲書、237頁参照。

(4) 柚木重三・前掲書、238頁参照。

ドイツにおける最古の株式会社の一つは、Vereinigungsgesellschaft für Steinkohlenbau im Wurmrevier (1836年設立)である (R. Liefmann・Kartelle, Konzerne und Trusts, 8. Aufl., 1930, S. 317)。

また、ドイツにおける第一回会社設立景気は1848年から1857年までの間に起り、これはドイツにとって、鉄道、銀行、重工業の急速な発展の黎明期であった (G. Stolper・Deutsche Wirtschaft seit 1870, J. C. B. Mohr <Paul Siebeck>, Tübingen, 1964, S. 18. 坂井栄八郎訳・現代ドイツ経済史、竹内書店、1969、15頁参照)。

ここで、ドイツにおける会社形態の生成を法制面からみてみよう。1843年にまずプロイセンがフランスの商法に範をとって株式会社法を制定し、これに続いてその他の諸邦も1850年代に株式会社法を制定した。しかし、若干の例外を除けば当時はいずれもフランス商法と同じく、株式会社の設立には国王の免許を必要としていた。<sup>(1)</sup>その後しだいに自由設立が認められるようになったが、1850年代には全体としてはまだ合名会社が主流を占め

ていた。しかし、株式会社制度による資本の糾合はドイツ産業の発展を保障するものであったため、1870年の株式法制定以後は株式会社は全土で採用されるようになり、以後その設立は急速に増加していった<sup>(2)</sup>。また、1892年には比較的小さな企業の必要に応じることを目的として有限会社も認められた<sup>(3)</sup>。

- (1) 国弘員人・企業形態の諸問題，正統社，昭和25年，34頁参照。
- (2) 河野健二，飯沼二郎・世界資本主義の形成，岩波書店，昭和43年，298頁参照。
- (3) ドイツの会社法は他のどの大国のものよりも厳格であったし，またあまりにも精緻であったことも手伝って小さな企業の設立には適さなかった。しかも，1880年代と90年代には商工業証券での投機の急速な成長に対して強い反対もあり，有限会社制度の制定が求められていた(J. H. Clapham・Economic Development of France and Germany 1815~1914, 14th edition, Cambridge Univ. Press, 1951, p. 398. 林 達監訳・フランス・ドイツの経済発展(下)，学文社，昭和51年，450~451頁参照)。有限会社の数は，この制度が制定された1892年にはわずか60であったものが，第一次大戦前の1913年には，26,790となった(L. Liebel・Die wirtschaftliche Struktur der Gesellschaft mit beschränkter Haftung, 1931, S. 52)。

さて，このように株式会社制度も普及して一企業当りの資本金額も増大し，経済も発展をとげてくると，自ずから企業間の競争も激しくなる。そこで，各企業は資本の危険を少なくするために相互の競争を制限する方向へ進むことになり，企業間の結合形態が形成されていった。結合の動向が顕著になるのは一般に恐慌の時であり，ドイツにおいてはまず1873年の恐慌後1890年頃まで特にこの傾向がみられた<sup>(1)</sup>。ドイツの近代経済段階において現われた主要な結合形態はカルテルであると言えよう。実際，ドイツにおける最初の結合運動は1873年の恐慌の時にカルテル形成運動として現われ，これは1879年からの保護関税政策によって促進せられた<sup>(3)</sup>。そして，20世紀に入るとドイツ産業はほぼ完全にカルテル網で覆われるようになり，1914年に大戦が勃発した時にはドイツのカルテル体制は事実上完成されていた<sup>(4)</sup>。

次に主要な結合形態としてはコンツェルンがある。この形態は第一次世界大戦までにも、銀行、電機、石炭、製鉄などの限られた分野には存在していたが、どの産業分野でも形成されるようになったのは第一次大戦後である<sup>(5)</sup>。従って、戦後のインフレ期（1924年頃まで）はカルテルの衰退期であると同時にコンツェルンの形成が目立った時期でもある<sup>(6)</sup>。

また、トラストも19世紀末から20世紀にかけての企業結合の形態として多く見られた<sup>(7)</sup>。しかし、この形態が他の結合形態と比較して最も特徴的に発展したのは第一次大戦後1920年代半ばの、いわゆる相対的安定期以降である。この時期は、ドイツでは「合理化」が推し進められた時期であり、同種大企業間の結合が推進され、しかも、強い結合としてのトラストが必然的に重要視された<sup>(8)</sup>。

(1) Vgl. G. Schmoller・Grundriss der allgemeinen Volkswirtschaftslehre, erster Teil, Verlag von Dunker und Humblot, SS. 504~505. 増地庸治郎訳・企業論, 下出書店, 大正10年, 90頁参照。

(2) 企業結合の形態として、コーナーやリングと呼ばれるものが古代や中世から存在してはいた (Vgl. R. Liefmann・Kartelle, Konzerne und Trusts, achte umgearbeitete und erweiterte Auflage, Stuttgart, 1930, SS. 19~20)。

カルテルは企業の資本規模が大きくなった近代産業において、資本の危険を少なくすることを主要な目的として生まれたものである (Vgl. R. Liefmann・a. a. O., SS. 21~22)。

(3) Vgl. R. Liefmann・a. a. O., SS. 27~28.

最初に形成されたカルテルは1828年のネッカー製塩業組合(Neckarsalinen-Verein)である (R. Liefmann・a. a. O., S. 27)。

カルテルは価格引き上げを一度に行なうことを可能にするので、不況期のみならず、好況期にも形成された。また、第一次大戦後にもマルク価値下落について価格を調整するためにカルテル形成運動が起った。カルテル形成の目立った時期は下記の通りである。1888~1890, 1895~1900, 1904~1907, 1910~1913, 1926~1928 (R. Liefmann・a. a. O., SS. 29~30)。

(4) Vgl. G. Stolper・Deutsche Wirtschaft seit 1870, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, 1964, SS. 55~56. 坂井栄八郎訳・現代ドイツ経済史, 竹内書店, 1969, 52頁, 並びに C. S. Tippetts and S. Livermore・Business Organization and Public Control, 2nd edition, 1949, p. 325 参照。

- (5) Vgl. R. Liefmann・a. a. O., SS. 302~303.
- (6) cf. Rudolf K. Michels・Cartels, Combines and Trusts in Post-War Germany, N. Y., 1928, pp. 28~29.
- (7) Vgl. G. Schmoller・a. a. O., S. 506. 増地庸治郎・前掲書, 94頁参照。
- (8) 上林貞治郎・新版現代企業発展史論, 森山書店, 昭和50年, 158頁参照。

さて、諸国における企業集中の発展はその国の国民性、政治、法律、経済などの相違によって必ずしも一様ではないが、アメリカでは主としてトラストと持株会社が発達したのに対し、ドイツでは殊にカルテルとコンツェルンが<sup>(1)</sup>発達した。特にカルテルは独占的効果を狙うための手段として典型的に発達したのであるが、それは、ドイツでは産業の発達がアメリカよりも古く、地域的な分散発展も著しく、中規模経営や個人企業がなお圧倒的に多数存在していたので、ある営業部門のすべての企業の全国的な金融的総括体(コンツェルン)を形成することは不可能であることがしばしばであり、得策ではなかったからである。<sup>(2)</sup>

- (1) 国弘員人・企業形態の諸問題, 正統社, 昭和25年, 45頁参照。
- (2) Vgl. R. Liefmann・Kartelle, Konzerne und Trusts, 1930, S. 315.

以上のように、企業形態の発達を振り返ってみると、20世紀の初めには合名会社、合資会社、株式会社、有限会社という主要な会社形態が一応出そろっており、企業同士の結合もかなり進展して大規模企業も現われていた。しかし、当時はまだ特定の会社形態のみが特に重要な地位を占めていた段階ではなかったと<sup>(1)</sup>考えられる。また、フィンダイゼンが企業形態を「所有の外面的現象形態」としてとらえ、それを「経営の衣服」と位置づけていることから判断しても、いわゆる所有と経営の分離が当時それほど表面化していたとは<sup>(2)</sup>考えられない。その意味から、カルメス(A. Calmes)やフィンダイゼン(F. Findeisen)が経営学的な発想を持ちながらも、法律形態を重視して企業形態を考察したのも、当時としてはそれで一応形態分類の役割を果たしたものでしてうなずける。

ところが、第一次世界大戦並びにその後のインフレーションと政治的混



乱期を経過してカルテルの比重は益々高まり、幾度かの企業結合期を経て企業の大規模化は一層進展した。その結果、リーフマンの言うように、一つの企業内での所有と指揮の分離が問題として取り上げられるようになり、従来のように法律形式を第一義的な基準として企業形態を分類しても、企業の経済的特徴を十分にとらえることができなくなってきた。また、当時のドイツ国内の政治状況との関連でとらえた場合、リーフマンは社会主義化に反対して、従来通りの社会政策的立場を支持しており、その意味からも、国民経済組織の細胞である企業の当時の発展傾向に対して説明を与えるべく著わされたのがリーフマンの企業形態論である。<sup>(4)</sup>

- (1) 1907年の統計によると、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社とその企業数において占める割合はそれぞれ全企業数の4.7%（民法上の組合も含む）、0.1%、0.5%、0.6%であり、同じく従業者数でみた割合はそれぞれ17.3%、1%、14.1%、4.3%である。また、主要企業の平均従業者数は、それぞれ26.1人、79.4人、178.9人、48.6人となっている。ちなみに、単独企業の占める割合は、企業数で93.4%、従業者数で60.4%である（増地庸治郎・新訂企業形態論、千倉書房、昭和13年、54～55頁参照）。
- (2) Vgl. F. Findeisen・Die Unternehmungsformen als Rentabilitätsfactor, 1924, SS. 9～10.
- (3) 1918年の革命以後はドイツの経済学者の一部は相携えて従来の社会政策の立場を捨てて社会主義の主張者・弁護者となってしまったけれども、リーフマンは断乎として旧来の立場に止まり、社会主義化が無謀であることを攻撃している。彼の所信によれば、問題は経済組織の外形の変更ではなくて、その運用の原則にあった（R.リーフマン著、増地庸治郎、榎原 覚訳・企業形態論、同文館、大正11年、序文参照）。
- (4) R.リーフマン著、増地庸治郎、榎原 覚訳・前掲書、原著者序参照。

ところで、第一次世界大戦はドイツの経済能力の限界を越える動員を要求するものであったため、これを契機にドイツ経済は極度に緊張し、経済の内的編成に変更を加えることを余儀なくされた。<sup>(1)</sup>このため、ドイツ経済は資本主義的所有の枠内でありながらも組織化の方向へ進まざるをえなかった。<sup>(2)</sup>このような、社会経済の危機の深化の中で、ドイツにおいては、帝国主義繁栄期におけるドイツ独占資本のイデオロギーであった 個体主義

的、自然法的、合理主義的見解は歴史的妥当性を失い、全体主義思想の復位が始まる。ニックリッシュの規範的経営学もその一つであり、それは当時のドイツ資本主義の後退に続く、資本主義再建のイデオロギーとして登場したものであった<sup>(4)</sup>。従って、ニックリッシュによれば、経営組織は抽象的な欲求充足組織にすぎず、その中ではもはや階級対立は無く、単に指導者ないし奉仕者と、それに協力する協力者の関係があるのみである<sup>(5)</sup>。以上のような背景を考慮するとき、利潤追求の有無によらずに、設備と人間の組み合わせによる形態、あるいは法律規定に従った形態によって経営の形態をとらえようとした彼の立場が理解される。

ところで、時代は前後するが、ここでマルクスについてふれておこう。われわれはマルクスによって分類された三つの生産形態を技術的な運営形態の先駆的なものとして位置づけておいたが、彼は産業革命の出発点の役割を機械においてとらえ、この機械がそれまでに存在していた手工業およびマニュファクチュアの経営を止揚することによって、19世紀半ばにはすでに大工業を生み出す段階に達していたと考えていたものと言うことができる<sup>(7)</sup>。先に「序」の中でふれておいたように、19世紀半ばのドイツは産業革命の進行途上にあり、またマルクスは大工業の最初の発生をすでにイギリスにおいてとらえていた<sup>(8)</sup>。

(1) 加藤栄一・ワイマル体制の経済構造、東京大学出版会、1973年、104頁参照。

(2) 加藤栄一・前掲書、88頁参照。

ドイツの経済生活において国家の果す役割はすでに第一次大戦前から他の西欧諸国の場合よりずっと大きく、それはワイマール期に至って更に拡大されていった (Vgl. G. Stolper・Deutsche Wirtschaft seit 1870, J. C. B. Mohr <Paul Siebeck>, Tübingen, 1964, S. 119. 坂井栄八郎訳・現代ドイツ経済史、竹内書店、1969, 114頁参照)。

また、「戦時会社」(Kriegsgesellschaften) と呼ばれた機関は戦時統制の執行機関でありながら、その実体は国家に支持された強制カルテルに他ならず、第一次大戦後飛躍的に強化されたドイツ金融資本の独占力を培う土壌をなすものであったと同時に、ここに、国家が直接的にカルテルの維持ないし形成に介入し始めた姿が現われている (加藤栄一・前掲書、90~91頁参照)。

- (3) 大橋昭一・ドイツ経営共同体論史, 中央経済社, 昭和46年, 195頁参照。
- (4) 大橋昭一・前掲書, 196頁参照。
- (5) 田中照純・「ワイマル経済体制と経営学説」, 川崎文治, 橋 博, 吉田和夫編 現代資本主義と経営学説, ミネルヴァ書房, 1978, 105頁参照。
- (6) K.マルクス, 長谷部文雄訳・資本論, 第一部下, 青木書店, 1970年, 616頁参照。
- (7) K.マルクス, 長谷部文雄訳・前掲書, 638~639頁参照。
- (8) K.マルクス, 長谷部文雄訳・前掲書, 617頁参照。

## ①—2 アメリカ

アメリカ経済は19世紀の前半に、繊維、精錬、金属加工、運輸・通信部門、とくに鉄道建設においてめざましい発展をみせ、資本主義的再生産は産業革命が本格的となった南北戦争前後にはほぼ成立した後、この戦争を経過することによって1870年代に確立した<sup>(1)</sup>。そして、アメリカが農業経済から工業経済への移行を完了した19世紀後半には、企業の生産活動はかつてないほどに高まっていた<sup>(2)</sup>。しかも、この19世紀後半期におけるアメリカ合衆国での産業資本主義の発展はきわめて急速であり、生産の集積・集中並びに資本の有機的構成の高度化は独占資本主義への転化の基礎となった<sup>(3)</sup>。

この時期にみられた巨大企業の誕生は、アメリカ史上の一つの特徴をなすものとなっているが、これは、A.D.チャンドラーによれば、19世紀半ば以来急速に発展しつつあった鉄道建設によって全国的な鉄道網が完成したこと、およびそれによって作り出された都会という市場の成長に対するひとつの適応であった<sup>(4)</sup>。また、新市場の利益機会をねらって生産拡張を行なった諸企業は、その結果として過剰設備と過剰生産に悩むようになったため、大規模な水平的合同や、あるいは垂直的合同によって結合してゆき、しだいに独占的な巨大企業の下に統合されるようになった<sup>(5)</sup>。このようにして、以前には小企業ないし中規模企業によって特徴づけられていた多くの産業は一社あるいは数社の指導的企業によって支配されるようになり、20世紀初頭のアメリカにおける多くの産業は独占と呼ばれる段階に到達した<sup>(6)</sup>。

- (1) 中西弘次・「アメリカ資本主義の確立と独占への道」, 鈴木圭介編 アメリカ経済史, 東京大学出版会, 1975年, 418頁参照。
- (2) cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・American Business History, Prentice-Hall, Inc., 1972, p. 144.  
 1860年には大量生産は未だまれであったが, しかし南北戦争を契機として産業革命が本格的となり, アメリカの生産高がイギリスの2倍になった1894年には, アメリカは明らかに製造業における世界の指導者としての地位を占めるに至っていた (cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・ibid. p. 145)。
- (3) 中西弘次・前掲論文, 438頁参照。
- (4) cf. A. D. Chandler, Jr.・“The Beginning of “Big Business” in American Industry”, J. P. Baughman The History of American Management, Prentice-Hall, Inc., 1969, pp. 26~28.
- (5) 砂糖, ウイスキーなどの分野にみられた合同が有名である (cf. A. D. Chandler, Jr.・ibid., p. 9)。
- (6) cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・ibid., p. 190. 1898~1903年はアメリカにおける, いわゆる第一次企業合同運動の時期であり, これを経過することによってアメリカの資本主義は独占段階に到達した (井上 清・アメリカ企業形態論, ミネルヴァ書房, 1973年, 106頁参照)。

次に, この間に現実にはどのような企業形態が生み出されていったかをみてみよう。まず個別形態の発達をみてみると, 南北戦争以前は小規模な製造工業企業の黄金時代であって, 典型的な企業は, ひとりの企業者, 同族, もしくはひと握りの株主によって所有されていた。<sup>(1)</sup>その後, 企業単位の規模が拡大し, 競争が一層厳しいものになるにつれて個人所有やパートナーシップの方法による企業経営のやり方は不適当なものとなり, 南北戦争以後には新しい必要に応じるために株式会社形態が重用されるようになった。<sup>(2)</sup>そのため, 19世紀後半における企業形態の特徴的な変化は株式会社が個人企業やパートナーシップにとってかわるようになったことであり,<sup>(3)</sup>19世紀の終りから20世紀の初頭にかけては株式会社は, 鉄道, 通信のみならず, あらゆる産業分野に浸透して, ついにアメリカにおける支配的な企業形態としての地位を獲得した。<sup>(4)</sup>

これを法制面からみると, アメリカではすでに植民時代に若干の株式会

社があり、また建国後においても1781年に設立された北米銀行など、18世紀の終り頃、および19世紀の初めにも、銀行、保険などにかんがりの株式会社が設立されている。しかし、株式会社とはいっても当時のものはいずれも州議会の特別法によって設立されたもので<sup>(5)</sup>、その後は産業革命の進展とともにこの特許主義が次第に準則主義へ移行し、19世紀の後半には多くの州が一般会社法を公布するようになった。<sup>(6)</sup>

- (1) cf. H. U. Faulkner・American Economic History, 8th edition, Harper & Row Publishers, Inc., 1964, p. 421.
- (2) cf. H. U. Faulkner・ibid, pp. 423~424.
- (3) cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・American Business History, Prentice-Hall, Inc., 1972, pp. 159~160.
- (4) 古川栄一・アメリカ経営学, 経林書房, 昭和46年, 21頁参照。

20世紀初期に株式会社が、企業数や生産額において占めていた地位は下記の表が示す通りである(単位%)。

		企 業 数	出 産 額
個 人 企 業	1904年	52.7 %	11.5 %
	1919	47.6	5.7
株 式 会 社	1904	23.6	73.7
	1919	31.5	87.7
そ の 他	1904	23.7	14.8
	1919	20.8	6.6

(M. C. Cross・Types of Business Enterprise. 1928, p. 9)

- (5) 国弘員人・企業形態の諸問題, 正統社, 昭和25年, 33頁参照。
- (6) cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・ibid., p. 160.

1811年にはニューヨーク州が有限責任制, 準則主義を採用し, この傾向は1830~40年には一般に認められた(稲葉 襄・企業個別経済学, 襄山経営研究会, 昭和50年, 2-6~2-7頁参照)。その後1875年までにはデラウェア州を除くすべての重要な工業諸州を含む37州中の24州が会社の自由設立を認める法律を制定した(cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・ibid., p. 160)。

次に、企業の集中形態についてみてみると、一般にヨーロッパでは企業

の集中は1873年の恐慌を契機として次第に発達したが、アメリカにおいてもこの動向が明確になったのは同じくこの恐慌以降である<sup>(1)</sup>。まず最初に用いられたのが紳士協定 (gentlemen's agreement) とプールであり、これらは価格競争や生産のコントロールを目的としたもので、文書による契約が慣習法によって禁じられていたために用いられた<sup>(2)</sup>。プールが重用されたのはほぼ1887年までであり、この年には州際商業法によって鉄道のプールに違法判決が下されたこともあって、それ以後は衰えた。これに替って1887～1897年までの期間に最も好まれた企業結合の形態がトラストであって、これは多くの州にわたって存在する多数の会社を支配することを可能にした<sup>(3)</sup>。

ところで、南北戦争の終結から1914年に至るまでのアメリカ経済は自由放任主義を建前としてきており、特に1880年代と1890年代はその黄金時代であった。しかし、独占の進展と相俟ってこの原理は少数者だけに片寄せた利益を与えたという印象を一般市民にもいだかせた。そのため、この原理に対する信念はしだいに弱くなってゆき、これとは逆に政府の規制を求める声が高まりつつあった。その具体的な現われが1887年の州際商業法と1890年のシャーマン反トラスト法であって、その後この傾向は強化された<sup>(4)</sup>。

シャーマン反トラスト法は多くの欠陥を含みながらも企業結合にひとつの転機をひき起し、新しい形態として持株会社を生ぜしめた<sup>(5)</sup>。持株会社は反トラストの動きを回避するために考えられたもので、鉄道や公益事業においては19世紀の初めにも用いられていたが、一般産業においても成立するようになったのは1888年にニュージャージー州が会社による他社の株式所有を認めてからである<sup>(6)</sup>。持株会社も当初は一段階の形式をとっていたが、1920年代に起った第二次合同運動を経過することによって多層的な、いわゆるピラミッド型のものも現われた。その結果同額の資金でもってより多くの資産を支配することが可能となった<sup>(7)</sup>。このようにして、第一次大戦以降は持株会社が企業集中の方法として指導的な地位を占めるにいたっ

(9)  
た。

ところで、たとえシャーマン法が成立しても、財産の獲得や保有までも禁止することはできないので、この法の適用をのがれることができたものとしてマージャー (merger)、コンソリディーション (consolidation)、パーチャス・オブ・アセット (purchase of assets) などが残存し、また、非公式な組織であるために同じくシャーマン法の適用をのがれることができたものとして、コミュニティ・オブ・インタレスト (community of interest) があ<sup>10</sup>った。

- (1) cf. H. U. Faulkner · American Economic History, 8th edition, Harper & Row Publishers, Inc., 1964, p. 426.
- (2) 紳士協定はすでに植民地時代から用いられ始め、プールも19世紀の初めに製塩業者によって用いられてはいたが、これが企業活動の一般的な方法となるのは巨大企業が勃興した1870年代のことである (cf. H. E. Krooss & C. Gilbere · American Business History, Prentice-Hall, Inc., 1972, pp. 176~177)。また、アルフォードによれば最初のプールは1853年に真鍮業者によってつくられたとなっている (L. P. Alford · Principles of Industrial Management, 1951, p. 83)。
- (3) cf. H. U. Faulkner · *ibid.*, p. 427.
- (4) 最初のトラストは1879年のスタンダード・オイル・トラストであり、この成功をみてその後多くのトラストが現われた (H. E. Krooss & C. Gilbere · *ibid.*, pp. 181~183)。  
また、1895~1904年の合同新設会社数313社 (授權資本100万ドル以上のもの)のうち、86社はそれぞれの部門の40~60%以上を支配するトラストであり、313社の総授權資本額の70%余を占めていた (R. L. Nelson · Merger Movement in American Industry, 1895~1956, p. 102)。
- (5) cf. H. U. Faulkner · *ibid.*, pp. 575~576.
- (6) cf. H. U. Faulkner · *ibid.*, p. 427.
- (7) cf. J. C. Bonbright & G. C. Means · Holding Company, Augustus M. Kelley Publishers, 1969, pp. 55~59.
- (8) cf. T. C. Cochran · The American Business System, Harvard Univ. Press, 1957, pp. 63~64.
- (9) cf. H. G. Guthmann & H. E. Dougall · Corporate Financial Policy, 1940, p. 605.
- (10) cf. J. C. Bonbright & G. C. Means · *ibid.*, p. 67.

以上のように、アメリカにおいては20世紀の初めに株式会社の地位は他の個別形態と比較して支配的になり、また、二度にわたる集中的な企業結合運動期を経て、企業の巨大化は益々進展していった。

アメリカにおける企業形態論は一般にコーポレイションを中心にしたものが多いと言えるが、クロスの場合もすでに当時コーポレイションが支配的な地位を占めていたことを前提としており、この会社形態の実態を解明することが急務とされていた。そこで、コーポレイションと他の個別形態の比較、並びに、コーポレイションを基礎にして生み出された様々な企業形態等の構造と支配の実態を解明しようとして書かれたのが彼の“Types of Business Enterprise”であると言えよう。

(1) cf. M. C. Cross・Types of Business Enterprise, 1928, p. 9.

### ①—3 日本

序のところでもふれておいたとおり、明治維新はわが国における資本主義化の始まりであると言うことができ、明治政府は諸外国に追い付き追い越すために殖産興業・富国強兵を国家のスローガンとして掲げ、資本主義制度の移植・育成をはかった。このため、後進国であった日本の資本主義的企業が官営から出発することになり、このことが日本資本主義の発達の一つの特徴となっている。<sup>(1)</sup>

わが国における資本主義の発展に伴う企業形態の発達を、まず個別形態の出現と発達に焦点を合わせてみると、わが国においては江戸末期には全般的に個人経営が支配的であり、相当の規模で経営する近代的公司組織は存立の基盤が無かった。<sup>(2)</sup>従って、株式会社制度は日本固有のものではなく、明治維新の後に外国より輸入し、模倣したものである。<sup>(3)</sup>そのため、1869年(明治2年)に政府の斡旋で設立された通商会社、為替会社が一応わが国の株式会社の萌芽であるということが出来る。しかし、これらは正確には同業組合と株式会社との中間形態であったため、1872年(明治5年)に設立された第一国立銀行がわが国における株式会社として最初にそ



の体裁を整えたものということになる。<sup>(4)</sup>

その後株式会社はしだいに増加し、1877年（明治10年）から1880年（同13年）にかけて銀行を中心とした企業勃興が起ったが、このブームも松方正義による1881年（明治14年）以降の緊縮財政政策と日銀創設による国立銀行紙幣の償却によって終りをつげた。<sup>(5)</sup>従って、日本における会社企業の本格的な発展はこの不況が終った1886年（明治19年）以降である。<sup>(6)</sup>それ以後は1890年（明治23年）に一時景気の後退はあったが、それも1893年（明治26年）の会社法の実施とともに活気を取りもどし、日清戦争後は賠償金の流入、日銀の積極策、政府財政の膨脹などが原因となって会社事業も飛躍をみせた。<sup>(7)</sup>

(1) 三野昭一・近代日本経営史，文化書房博文社，昭和47年，63～67頁参照。

(2) 三野昭一・前掲書，43～44頁参照。

慶応3年(1867年)に幕府が大阪商人に合資会社を設立させたり，また佐賀県の高島炭鉱の経営のために日英合弁企業を設立した例はある。

(3) 上田貞次郎・株式会社経済論，上田貞次郎全集第二巻，上田貞次郎全集刊行会，昭和50年，60頁参照。

(4) 上田貞次郎・前掲書，60～61，65頁参照。

(5) 三野昭一・前掲書，96～97頁参照。

(6) 上田貞次郎・前掲書，69頁，並びに三野昭一・前掲書，96～97頁参照。

この時期には，それまでほとんど銀行に限られていた会社の設立が広く他の分野にまで及び，特に鉄道を中心として，海運業や綿運業や綿糸紡績業にも広まった。

(7) 上田貞次郎・前掲書，70頁参照。特に，会社法が実施された翌年には保険会社の設立は一時の流行となった。

ここで，日本における会社制度の発達を法制面からとらえ直してみよう。わが国において会社設立に関する一般的な法規準が確立されたのは1890年（明治23年）の旧商法によってであり，株式会社，合資会社，合名会社という基本的な会社形態が一応確立したのは1893年（明治26年）7月の旧商法の一部施行によってである。<sup>(1)</sup>この旧商法が施行されるまでは政府は随時会社の設立に免許を与え，あるいは慣習上地方長官に願い出て指令

を受けることになっていた。その後産業革命が進展するに伴ない、1899年(明治32年)には旧商法が徹底的に改正されて株式会社の設立についても準則主義が採用されることになり、この頃から株式会社はしだいに発達してきた<sup>(2)</sup>。また、この新しい商法では社債に関する規定が加わった他、株式合資会社の制度も定められた<sup>(3)</sup>。ちなみに、わが国において有限会社法が制定されたのは1938年(昭和13年)1月である<sup>(4)</sup>。

(1) 菊浦重雄・企業形態の史的構造, 現代書館, 1976年, 97頁参照。

(2) 石井照久編・会社法律大辞典, 第一法規出版, 昭和43年, 6頁参照。

株式会社の発展を、その会社数でみると、明治28年2,025、同36年4,385、大正2年6,562となっている。特に第一次大戦後は年々1,000以上の設立がみられ、その総数は大正6年8,474、昭和2年17,981、同11年24,752となっている(国弘貞人・企業形態論, 泉文堂, 昭和27年, 51, 56頁参照)。

(3) 上田貞次郎・株式会社経済論, 上田貞次郎全集第二巻, 昭和50年, 70~71頁参照。

(4) 増地庸治郎・新版企業形態論, 千倉書房, 昭和13年, 227頁参照。

以上のように、日本における会社制度は法制面からみても1899年(明治32年)の商法において一応その体裁を整えたのであり、わが国の近代企業は日清・日露の両大戦後の企業の大勃興でその基礎を確立したといえる<sup>(1)</sup>。

ところが、先にもふれておいたとおり、日本資本主義は日露戦争を契機に独占段階への移行を開始していたため、この戦争を境に企業形態の面にも新しい動向が生じていた。すなわち、日清戦争後に勃興した企業数のほとんどすべては新設に属するものであったが、日露戦争後の企業の特徴はその大規模化という点にあり、合同の傾向ということにあった<sup>(2)</sup>。従って、日露戦争から第一次大戦にかけての時期は独占化の進展の時期で、各産業部門にカルテルがぞくぞく姿を現わし、財閥資本を先頭に金融独占資本主義が本格的な確立をみた時期であった<sup>(3)</sup>。日本におけるカルテルの先駆は1880年(明治13年)の製紙所連合会と1890年(明治23年)の紡績連合会のカルテルであるが、日露戦争まではまだ限られた分野にみられたにすぎ

ず、広範囲な普及がみられるようになったのはやはり日露戦争後の不況期からである<sup>(5)</sup>。また、この時期には最重要部門の生産を独占化した強力な合同体——トラストやコンツェルン——も生まれた<sup>(6)</sup>。

続いて第一次大戦中は欧米からの輸入が途絶したために、機械、化学、金属、製鉄などの各部門の国内での自立的発展への途が開かれたことや<sup>(7)</sup>、欧米における多額の消費が日本からの輸出を拡大せしめたことなどのためにわが国の国内景気が活況を呈し、新工業も勃興して株式会社は多数設立され、その規模もますます拡大した<sup>(8)</sup>。しかし、戦時需要による好況は戦争終結とともに反動恐慌に直面し、その中でわが国の企業はこれを克服すべく、合理化と企業集中を推進していった<sup>(9)</sup>。その結果、大戦後には一層広範なカルテル網が普及し、さらには、シンジケート化とトラスト運動も刺激された<sup>(10)</sup>。

- (1) 三野昭一・近代日本経営史，文化書房博文社，昭和47年，159～162頁参照。  
日清戦争後は第一次企業勃興が明治28～29年に，第二次が同32～33年に起った。また，日露戦争後は第一次が明治39～40年に，第二次が同43～45年に起った。これを業種別にみれば，日清戦争後は鉄道と銀行を中心とするものであり，日露戦争後は鉱工業部門におけるものの比重が高まった。
- (2) 高橋亀吉・明治大正産業発達史，昭和4年，317～318頁参照。  
明治34年の金融恐慌は企業設立を一時低下させたが，この時期に合同合併が盛んに行なわれた（上田貞次郎・株式会社経済論，上田貞次郎全集第二巻，昭和50年，71頁）。  
綿紡績業においては企業数の絶対的減少をとともなう集中化傾向があり，重工業部門では設備・職工数とも極端な集中を示す少数巨大企業の形成がみられた（藤井光男・「日本資本主義の発展と財閥独占体の確立過程」，野口 祐編経営史概説，南雲堂深山社，1974年，21頁参照）。
- (3) 中瀬寿一・「戦前・戦中日本の経営思想」，野口 祐編 前掲書，218頁参照。
- (4) 儀我壮一郎・「日本の企業形態」，上林貞治郎，井上 清，儀我壮一郎共著，現代企業形態論，ミネルヴァ書房，昭和42年，280頁参照。
- (5) 藤井光男・前掲論文，22頁参照。
- (6) E. A. Пигулевская・Монополии и финансовая олигархия в современной японии，Издательство 《Наука》，1966，стр. 73～74. 名島修三訳・現代日本の金融資本，合同出版，1968年，87頁参照。

- (7) 藤井光男・前掲論文, 24頁参照。
- (8) 上田貞次郎・前掲書, 75~76頁参照。
- (9) 藤井光男・前掲論文, 24頁参照。
- (10) 藤井光男・前掲論文, 25頁参照。

以上のように、明治維新以後の企業形態の発達をふり返ってみたわけであるが、第一次大戦後の日本は生産と資本の集積・集中が進展し、独占資本主義的傾向が決定的となった時期であった。このような時期にあたり、竹内謙二氏は「大企業の経営」の実態を把握することが最も緊急の問題であるとして、リーフマンの「企業合同論<sup>(1)</sup>」を紹介した。この書ではドイツのカルテルとアメリカのトラスト問題が扱われ、理論と実際とを合わせ述べながら、合同制度の意義が明らかにされている。

また、この時期は戦後恐慌から金融恐慌へと、打ち続く社会不安の中で農民運動や婦人運動が起り、マルクシズムの研究が昂揚して社会主義や共産主義運動が大きく抬頭した時期でもあった。<sup>(2)</sup>そのため、日本国内には社会改造論が高まっていた。そこで、増地庸治郎氏は1922年に榎原 覚氏と共に、当時の社会改造論を批判するためには企業の本質を考慮する必要があるとして、<sup>(3)</sup>ドイツにおいて社会改造論に反対の立場をとっていたリーフマンの「企業形態論」<sup>(4)</sup>を紹介した。

- (1) R. Liefmann・Kartelle und Trusts, 1905.
- (2) 山本安次郎・日本経営学50年, 東洋経済新報社, 昭和52年, 71頁参照。
- (3) R.リーフマン著, 増地庸治郎, 榎原 覚訳・企業形態論, 同文館, 1922年, 序文参照。
- (4) R. Liefmann・Die Unternehmungsformen, 1921.

## ② 大恐慌から第二次大戦まで

### ②—1 ドイツ

1929年秋以降の世界的な経済恐慌を契機として、資本主義を基礎とする統制経済が多くの国々で成立したが、ドイツにおいても1933年1月にナチ

スが政権を獲得し、このファシズム政権下のドイツ資本主義では、他の資本主義諸国以上に、生産物市場、資本市場、労働力市場への国家統制が強化された。<sup>(1)</sup>ドイツではナチスが政権を獲得する前から、全体として混合経済体制的な性格が存在してはいたが、<sup>(2)</sup>特に銀行業界においてはそのほとんどが共和国政府の手によって国有化されていたということが、<sup>(3)</sup>国家による直接的な経済界支配を可能にした。

国家によるこのような統制にもかかわらず、独占的大企業は資本蓄積を阻害されることなく、むしろ逆に国家統制によって蓄積を促進され、この過程でドイツの独占企業はその経済力を増し、資本の集積・集中を強化していったという側面もある。<sup>(4)</sup>しかし、この時代はナチスの統制経済の下で、国営事業のような私企業以外の企業形態が新たな重要性を増大させた時代である。<sup>(5)</sup>また、私企業以外の形態として見落してはならないのが協同組合の存在であろう。これは歴史的にたどれば中世にさかのぼる伝統を持ち、カルテルなどと並んで強力な組織に成長していたのであり、ドイツ資本主義の全盛期においてさえ経済生活への混入を様々な形で示していた。<sup>(6)</sup>

以上のように、この時期は総じて、私企業以外の形態をとるものがその比重を増してきた時期であると言うことができる。そこで、メロヴィッツが経営学の対象をもはや単に営利経済的なものに限定せず、経済行為の目標を異にする協同組合的な経営や、共同経済的な経営をも私企業と同列に扱おうとした背景が、このような時代の特徴の中にかがわれる。彼の類型の先駆はリーフマンにおいてもすでに現われていると言えるが、リーフマンはあくまでも私企業を中心に考え、他の二者をそれと同等に位置づけようとはしていなかった。<sup>(7)</sup>

(1) 塚本 健・ナチス経済、東京大学出版会、1965年、236頁参照。

(2) Vgl. G. Stolper・Deutsche Wirtschaft seit 1870, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, 1964, SS. 48~49. 坂井栄八郎訳・現代ドイツ経済史、竹内書店、1969年、45頁参照。電気、ガス、水道等の各分野ではナチスが政権を獲得する前から公有化が進められていた。

(3) Vgl. G. Stolper・a. a. O., SS. 33~34, 133~134, 143~144. 坂井栄八郎訳・

前掲書, 30, 129, 138頁参照。

銀行業界において合同が進められていたことが、銀行を主導者とする独占形成への傾向を助長すると同時に、銀行国有化を通して国家が直接的に経済界を支配することを可能にした。

- (4) 塚本 健・前掲書, 313頁参照。
- (5) 公共投資と民間設備投資を比較してみた場合、1928年にはそれぞれ72.4億マルク、71.63億マルクとほぼ同額であったのが、大恐慌後両者とも一時的に減少したものの、1933年以降両者の差は著しく拡大し、第二次大戦前の1938年にはそれぞれ210.3億マルク、80.76億マルクとなっている(塚本 健・前掲書, 55頁参照)。
- (6) Vgl. R. Liefmann・Die Unternehmungsformen, 1921, Kapitel 3, 4.

## ②—2 アメリカ

1929年の株式相場の崩壊に続く不況はアメリカの歴史上最も深刻であったばかりでなく、事態を緩和するために連邦政府が積極的に介入した最初の不況であった。<sup>(1)</sup>この時期はアメリカ独占資本が破局的な危機に見舞われた時期であり、このアメリカ資本主義の構造的危機の極度の深化の中で、体制の崩壊をくい止めるために国家権力の政治的实践が、たとえばニュー・ディール政策に代表されるような国家の広範な経済活動への直接的な介入となつて現われた。<sup>(2)</sup>

アメリカでは大恐慌までは伝統的に、ビジネスは政府の関与することではないという考え方があったが、このような考え方は1930年代には大きな変化を遂げることになった。すなわち、社会的な見地からする政府のビジネスに対する干渉は強化されるとともに、「寡占化」の下におけるビジネスも、企業の公共性にもとづく社会的責任を大きく標榜せざるをえなくなった。<sup>(3)</sup>

企業に対する政府の介入は必然的に政府と巨大企業との結びつきを強くする効果を持っており、特に第二次大戦中は米国においても国家独占資本主義が大規模に発展した。<sup>(4)</sup>大戦中の戦時契約は巨大企業をますます大きくする働きをし、一部の巨大企業が国家との契約によって膨大な利益を得た。<sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>

- (1) cf. H. U. Faulkner・American Economic History, 8th edition, Harper & Row Publishers, Inc., 1964, p. 649.
- (2) 権 泰吉・「アメリカ『経営学』の発展」, 古林喜楽, 三戸公編 経営経済学本質論, 中央経済社, 昭和45年, 130~131頁参照。
- (3) 鳥羽欽一郎・企業発展の史的研究, ダイヤモンド社, 昭和51年, 290~291頁参照。

このように、1930年代は政府と企業の関係に大きな変化が見られた時期であり、その転換点とも言えるのが1932年1月にフーバー大統領によって設立された、政府の融資機関である“The Reconstruction Finance Corporation”であった (cf. T. C. Cochran・The American Business System, Harvard Univ. Press, 1957, p. 141)。また、従来政府によってとられてきた、独占や経済的な謀議に反対する政策の転換点といえるのが1933年の全国産業復興法〈NIRA〉であった (cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・American Business History, Prentice-Hall, Inc., 1972, pp. 256~258)。

- (4) cf. T. C. Cochran・200 Years of American Business, Basic Books, Inc., p. 234.
- (5) cf. V. Perlo・The Empire of High Finance, International Publishers, Co., inc., 1957, p. 255. 浅尾孝訳・最高の金融帝国, 合同出版社, 1958年, 315頁参照。
- (6) cf. T. C. Cochran・The American Business System, p. 160. 戦時契約として直接政府によって設立された設備のうち、約半分に相当する70億ドル以上が、わずか31の企業と間の契約によって建造され、運営された (T. C. Cochran・ibid., p. 160)。また、1940年以来経済的の王党派 (economic royalists) によって後援された政府活動の量と種類には莫大な拡張が行なわれ、それと同時に、伝統的に公務として政府によって遂行されてきた全系列の諸活動が私利私欲のために民間経営者によって引き継がれた (V. Perlo・ibid., p. 253, 浅尾 孝訳・前掲書, 312頁)。

さて次に、この時期の企業の動向についてみてみよう。この頃になると、コーポレーションはますます発達し、複数の企業の結合によって形成された複合的な形態が現われていたと考えられる<sup>(1)</sup>。アメリカにおいてはこれまでに企業の結合運動が特に目立った時期が二度みられた<sup>(2)</sup>。そして、経済恐慌を経験したこの時期の資本集中は、通常の合併としてのみならず、競争会社の破産・消滅という形態をとるものも多かった<sup>(3)</sup>。特に1930年代後

半期には、ニュー・ディール政策によって一時回復したかに見えた経済が再び恐慌に直面し、反トラスト法の適用免除が増大したこともつたって資本の集中は強化され、独占が強化されると同時にその矛盾も露呈されてきた<sup>(4)</sup>。そこで、沈滞した経済の問題を解決して、企業が経済的な福利という社会的責任を果たすことができるようにするためには、もはや私企業だけでは不可能であるという考え方が国民の間にも高まり、経済活動に対する政府の介入が拡大するとともに、コーオペレイティブ原則に基づく経済活動も増大した<sup>(5)</sup>。また、この時期には、第二次大戦後本格的となるビッグ・ビジネスの多角化への動きが明瞭になり始めたことも注目しておくべきであろう<sup>(6)</sup>。

以上のように、この時期は資本主義生産が破局的な危機に直面したために、政府と私企業の関係が密接になったり、また、資本主義企業の弊害が表面化した時期であった。そこでヘイニィは、当時企業が露呈した数々の弊害は巨大化し過ぎたコーポレーションや行き過ぎた企業結合の結果であるとして、その問題を解決すべく、そしてそれによってコーポレーションがより望ましい機能を果たすことができるよう解決策を提示しようとしたのである。そのため、彼の説の中には各形態の比較検討のみならず、パートナーシップとコーポレーションの間に位置する新しい企業形態の提案がある<sup>(7)</sup>。

- (1) cf. L. H. Haney・Business Organization and Combination, 3rd edition, 1937, pp. 40~41, 298.
- (2) cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・American Business History, 1972, p. 250. 第一次は1890年代末に、また第二次は1920年代に起った。
- (3) 中西弘次・「アメリカ資本主義の確立と独占への道」、鈴木圭介編 アメリカ経済史、東京大学出版会、1975年、440頁参照。
- (4) 井上 清・アメリカ企業形態論、ミネルヴァ書房、1973年、89~90頁参照。
- (5) cf. C. S. Tippetts & S. Livermore・Business Organization and Public Control, 2nd edition, 1949, p. 247.
- (6) cf. C. S. Tippetts & S. Livermore・ibid., p. 253.
- (7) cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・American Business History, 1972, p. 251.



- 1920年代まではほとんどの大企業は依然として単一製品を取り扱っていた。しかし彼等は、増大した資源を有効に利用するために、また景気変動に対する安全性をより高めるために、大がかりな多角化運動を開始した (cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・American Business History, 1972, pp. 252~253)。
- (8) cf. L. H. Haney・ibid., pp. 423~435. ヘイニィは常に企業を企業者個人の立場と社会的責任という視点とから考察しようとしている。
- (9) cf. L. H. Haney・ibid., preface.

ところで、われわれはここでパーリとミーンズによって主張された説に触れておくのが適当であるとする。彼等の「近代株式会社と私有財産」<sup>(1)</sup>は、企業形態論の本質学説として扱うには無理があると考えたので学説としては紹介しなかった。しかし、この書においては、いわゆる株式会社の巨大化に伴う「所有と経営の分離」・「経営者支配」・「現代企業の構造性格の変化」などが論じられており、<sup>(2)</sup>彼等の主張がそれ以後の多くの経営学説に影響を与え、勿論、企業形態論にもこの影響を受けたものが多いことに注意しておく必要があるだろう。

また、この時期は、アメリカ独占資本が破局的な危機に直面し、従来の伝統的な管理論が行きづまりをみせたために、「行動科学的」アプローチによる研究の起源ともいえるべき「人間関係論」や「近代的組織理論」が登場した時期でもあった。<sup>(3)</sup>

- (1) A. A. Berle and G. C. Means・The Modern Corporation and Private Property, Harcourt, Brace & World, Inc., 1932.
- (2) 三戸 公・経営学講義, 未来社, 1975, 24~25頁参照。
- (3) 1930年代はアメリカ独占資本が破局的な危機に見舞われた時期であったため、企業の維持、そのための企業内部における「自発的協力」関係の確立が焦眉の問題として意識されるようになっていた。こうした独占資本の経営実践における矛盾の極度の深化の中では、管理が現実機能する場に対する体系的な考察を捨象した、たんなる「技術論」・方策論的研究ではもはや有効な行動指針を提供することができない。そこで、このような伝統的管理論の行きづまりを克服すべく、行動科学的方法に基づく研究の端緒が現われた(権 泰吉・経営組織論の展開, ミネルヴァ書房, 1970年, 238頁参照)。

## ②—3 日 本

1929年、アメリカに勃発した恐慌はたちまち世界の主要資本主義諸国に拡がり、日本にも波及した。わが国においては折しも1927年の金融恐慌や1930年1月の金輸出解禁もつたって、経済は大打撃を受けた。そこで、政府はこの恐慌からの脱出をはかるべき「産業合理化」政策を打ち出し、産業界も合理化に努めた。<sup>(1)</sup>大正末期からのこのような恐慌に次ぐ恐慌は自ずから国内に社会不安をまねき、日本経済はその対応策として軍事的な統制経済色を強め、その下で対外的な軍事的侵略に解決の糸口を求める道を歩んでいった。<sup>(2)</sup>その結果、1931年には満州事変、続いて1937年には日華事変が起った。これらのことからわかるとおり、満州事変から太平洋戦争にいたる時期はわが国経済がその構造的矛盾の解決を経済の軍事化による国家独占資本主義への道に求め、高度国防国家、大東亜共栄圏のスローガンの下にその矛盾と困難とを克服しようと試みたときであったと言うことができよう。<sup>(3)</sup>従って、大恐慌以後はわが国においてもドイツ、アメリカと同様国家独占資本主義的色彩が強化され、経済の軍事化並びに国家統制も進展した。<sup>(4)</sup>しかも、わが国においては、国家による統制は直接生産工程の管理の改善や合理化よりも、カルテルやトラストなどの独占を強化する方向で進められた。<sup>(5)</sup>その結果、企業集中や独占形成は進展し、特に大銀行資本は産業資本の弱体化したこの時期に産業資本とゆ着してますます強大化し、金融資本体制を成立させるに至った。<sup>(6)</sup>

(1) 産業合理化は1929年の「商工審議会産業合理化に関する特別委員会」の答申にもとづいて推進された。これは財閥を中心とするわが国の独占資本が国家の支援を受けながら恐慌からの回生をたどろうとするものであった。そして、この時期にみられる恐慌からの脱却過程こそ国家権力によるバックアップを背景としつつ、わが国資本主義の一層強固な独占化を促進するものであった(藤井光男・「経済軍事化と財閥独占体の変貌」, 野口 祐編 経営史概説, 南雲堂深山社, 1974年, 52~54頁参照)。

(2) 大内 力・日本経済論(上), 東京大学出版会, 1970年, 233頁参照。

(3) 稲葉 襄・中小工業の経済理論(新訂版), 森山書店, 1973年, 160頁参照。

- (4) 国家統制を推進する代表的な立法には以下のようなものがある。(i)輸入品等臨時措置法(1937), (ii)臨時資金調達法(1937), (iii)工業組合法の改正(1937), (iv)国家総動員法(1938), (v)軍事工業動員法(1938)。
- (5) 池田正孝・「恐慌と戦時体制過程における経営管理の展開」, 野口 祐編 経営史概説, 南雲堂深山社, 1974年, 68~69頁参照。  
重要産業統制法(1931)はカルテルを強化するものであったし, 日本製鉄会社法, 石油業法などは巨大トラストの育成を促すものであった(藤井光男・「経済軍事化と財閥独占体の変貌」, 野口 祐編 前掲書, 54~56頁参照)。
- (6) 三野昭一・近代日本経営史, 文化書房博文社, 昭和47年, 203頁参照。  
カルテルはドイツ, アメリカにおいてもそうであったように, その拘束力等の点で脆弱性を持っているが, 日本の場合, 財閥独占体独自の資本系列の利害とカルテルの利害が衝突することもあり, こうした矛盾を克服するためにトラスト運動が促進されるという側面もあった(藤井光男・「日本資本主義の発展と財閥独占体の確立過程」, 野口 祐編 前掲書, 29頁参照)。

以上のような, 大正末期からの打ち続く社会不安の中で, わが国にはマルクシズムの思想の研究が昂揚, 旺盛をきわめ, 時勢に敏感な学生の中にはマルキストになる者も多かった。従って, 中西寅雄氏が当時まだ35才の少壮教授としてマルクスの「資本論」に立脚する理論的経営経済学として個別資本説を唱えたのも驚くにはあたらない。氏はわが国資本主義の体制的止揚が人々の意識にのぼり始めたこの時期に<sup>(1)</sup>, 従来のあらゆる経営経済学の批判によって新たに私経済学を樹立することが当時の経営経済学者に課せられた任務であるとして, 「経営経済学」を著わした。この中において氏は, 個別資本相互の結合形態を資本の集中形態として考察している<sup>(4)</sup>。

(1) 山本安次郎・日本経営学50年, 東洋経済新報社, 昭和52年, 71頁参照。

(2) 三戸 公・個別資本論序説(増補版), 森山書店, 昭和47年, 225頁参照。

(3) 中西寅雄・経営経済学, 日本評論社, 昭和6年。

(4) 中西寅雄・前掲書, 6章参照。

また, この時期における株式会社の大規模化は当時の企業集中化傾向によって拍車をかけられ, 多数株主への株式の分散が促進された。その結果, 大多数の中・小株主は企業の指揮および統制にはほとんど関係を持た

なくなってしまう現象が現われてきた<sup>(1)</sup>。いわゆる株式分散による「所有と経営の分離」である。増地庸治郎氏はこの現象をひとりわが国のみならず、諸外国の株式会社においても共通した現象であるとして、ドイツ、アメリカはもちろん、イギリスの実状をも参考にしながら「企業形態論」<sup>(2)</sup>を著わした。氏の説は基本的にはリーフマンの考え方を受け継いだものと考えられるが、A. A. パーリとG. C. ミーンズの主張からも影響を受けていることは十分考えられる<sup>(3)</sup>。

(1) 増地庸治郎・新訂企業形態論、千倉書房、昭和13年、138頁参照。

(2) 増地庸治郎・前掲書。

(3) 氏が「企業形態論」の新訂版を出した1938年に先立つこと6年前に、アメリカにおいてはパーリとミーンズによって「近代株式会社と私有財産」が出版されており、増地氏はこの書の事例を引用しながらアメリカにおける株式分散を考察している（増地庸治郎・株式会社、巖松堂書店、昭和12年、第2編第2章第4節参照）。

一方、統制経済色が強化されたこの時期には経営経済学界においても当然国家と企業の関係や統制経済をめぐる諸問題に研究の重点が移る傾向があった。小高氏は日華事変の翌年(1938年)に「経営経済学」を著わし、その中において実践的な立場から個別経済を研究した。ここに、氏が管理的な視点並びに生産職能と結びついた経営組織の視点からも企業形態をとらえようとした所以があるといえよう<sup>(1)</sup>。

(1) 氏は「経営経済学」の中で「統制経済の問題は現代の個別生産経済の当面する最大の問題である。これに対して如何なる経済政策を以って応えんとするかは現在、あるいは近き将来に於て経営経済学の解決すべき最大の問題である」と述べている（小高泰雄・経営経済学、慶応出版社、昭和13年、10頁）。

### ③ 第二次世界大戦後

#### ③—1 西ドイツ

1945年5月、ドイツは連合軍の前に敗北し、米・英・仏三国の占領下に入った。しかしこれらの国々はドイツ資本主義体制崩壊の危機を感じると

方針を転換し、ドイツ経済復興のための様々な手が打たれた。なかでも特にアメリカ資本による積極的な援助策によって勢力を回復してきたドイツ独占資本は、ここに再び帝国主義的復活への道を歩み始めた。<sup>(1)</sup>

戦後、東西ドイツに分離された後、西ドイツにおいては資本主義経済体制の維持・発展が絶対的な課題となり、その下では特に企業者の役割が重視されて、経営学分野においても企業者のための理論が新たに形成された。この種の理論は資本主義企業それ自体の歴史的・社会的性格を明らかにしようという課題は持たず、ただ資本主義企業の維持発展を追求する機能的な理論であった。このような条件を最も敏感に反映したのがグーテンベルクの理論である。そのため、彼はつとめて企業者職能の問題から自己の理論を切り拓いており、経営形態を考察するに際して、経営活動の指導原理や経営意志形成の角度からアプローチしているのもその現われであると考えられる。彼は経営意志形成への参加者として、所有権からは離れたものをも考察しており、「企業」に特有な原理の一つとしての「単独決定の原理」に対応させて「共同決定の原理」を挙げている。これは第二次大戦後に実現された共同決定制度を考慮したものであると行うことができよう。<sup>(4)</sup>また、グーテンベルクの理論はドイツよりも進んでいたアメリカの管理理論・組織論の内容からも影響を受けていると考えられる。<sup>(5)</sup>

従って、彼の形態論は、戦後ドイツにおいて資本主義企業の維持発展が課題とされていた時期に、これに応えるべくアメリカの方法論をも取り入れて形成された企業者のための理論の一環であり、「企業」の本質を企業者職能の角度から規定するために論じられたものであると言えよう。

- (1) 林 昭・現代ドイツ企業論、ミネルヴァ書房、1972年、10頁参照。

ドイツ経済復興のための具体策として、1947年6月にはマーシャル・プランが実行に移され、翌1948年には通貨改革、続いて1949年には資産再評価が行なわれた。

- (2) 吉田和夫・「西ドイツ経営経済学の背景と性格」、古林喜楽、三戸 公編 経営経済学本質論、中央経済社、昭和45年、170～171頁参照。

戦後は早くから、自由と社会保障とを調和的に統合させるための「社会的

市場経済」という構想の下に企業者の活動が保護・育成されていた。

- (3) 吉田和夫・グーテンベルク経営経済学の研究, 法律文化社, 1963年, 17頁参照。
- (4) 二神恭一氏によれば, 共同決定の思想はドイツにおいて伝統的に受け継がれているもので, その萌芽はすでに19世紀の前半に認められ, 今世紀に入ってからにはワイマール憲法にもその条項がある (二神恭一・西ドイツ企業論, 東洋経済新報社, 昭和46年, 24頁参照)。現在の共同決定の制度は第二次大戦後, 従来企業体制が弱まった間隙から実現したものであると言うことができ (二神恭一・前掲書, 6頁参照), 労働運動の歴史と密接不可分の関係にはあるが, しかし, むしろキリスト教社会主義ないし社会自由主義の思想, さらに国家の立法措置の果たした役割が大きい (二神恭一・前掲書, 31頁参照)。法制上からは, 1946年の管理評議法 (Kontrollratsgesetz Nr. 22), 1951年の共同決定法 (das Gesetz über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in den Aufsichtsräten und Vorständen der Unternehmen des Bergbaus und der Eisen und Stahl erzeugenden Industrie vom 21. Mai 1951), 1952年の経営組織法 (das Betriebsverfassungsgesetz vom 11. Oktober 1952), 1955年の職員代表法 (Personalvertretungsgesetz), 1956年の共同決定補足法 (das Gesetz zur Ergänzung des Gesetzes über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in den Aufsichtsräten und Vorständen der Unternehmen des Bergbaus und der Eisen und Stahl erzeugenden Industrie)などがこの制度を支えていると言えよう。
- (5) 吉田和夫・前掲書, 17頁参照。

### ③—2 アメリカ

第二次大戦終結時のアメリカは戦時中軍需生産をテコとして飛躍的に増大した生産力をそのまま持ち越しており<sup>(1)</sup>, 戦争が終結してからもしばらくは不況というほどのものは起らず, 短期で軽微な景気後退はありながらも, 概して, 一般的な繁栄の期間であった<sup>(2)</sup>。しかも, 軍需経済から平時経済への転換は驚くべき民需に支えられスムーズに進行し, 1947年半ばには事実上完了した<sup>(3)</sup>。その後一時景気後退はあったが, この不況も1950年6月に勃発した朝鮮戦争によって一挙に克服され, アメリカ経済は軍拡ブーム

として1953年半ばまで好況を続けた。<sup>(4)</sup> 朝鮮戦争終結後は戦時中に軍事技術として開発された諸技術が民間産業に導入・応用され、設備投資の増大を技術面から支えるとともに、<sup>(5)</sup> 大戦中、国家によって形成された巨大な生産設備が戦後捨て値で民間企業に払い下げられたことや、朝鮮戦争を契機として巨額の軍事発注がなされたことにより独占支配体制はいよいよ強固になった。<sup>(6)</sup>

このように、第二次大戦後のアメリカにおいては、国家と巨大企業との結びつきが更に押し進められたことが特徴となっているが、これは1950年代から始まった、いわゆる第三次合同運動の中で進展していった。今次の合同運動をもたらした背景には、(i)科学・技術の著しい進歩と大型化、(ii)新巨大産業部門(原子力産業、電子工業、宇宙産業など)の創設、(iii)管理技術の発展、(iv)経営の多角化などがあるが、<sup>(7)</sup> 今回の合同運動の特徴は特に多角的な合同ということであり、企業結合の形態としては新たにコングロマリット (conglomerate) と呼ばれる形態の出現を見るに至った。<sup>(8)</sup> また、折しも1950年代後半以降はアメリカの巨大企業を中心に、いわゆる「多国籍企業」化の現象が進展した時期であり、これは国内はもちろん、国際的にも政治・経済ならびに経営・管理の方法その他広範な分野に大きな影響を及ぼした。<sup>(9)</sup>

(1) 菰淵正晃・アメリカ経済論、税務経理協会、昭和50年、122頁参照。

(2) cf. H. U. Faulkner・American Economic History, 8th edition, Harper & Row Publishers, Inc., 1964, p. 728.

(3) cf. H. U. Faulkner・ibid., p. 713.

(4) 菰淵正晃・前掲書、134頁参照。

(5) 菰淵正晃・前掲書、145頁参照。

(6) 菰淵正晃・前掲書、223頁参照。

たとえば、朝鮮戦争中の1950～1951年にわたる1会計年度に180億ドル以上が国防関係契約によって100の企業に流れた。そのうち特にジェネラル・モーターズは24億ドルを占めていた (T. C. Cochran・The American Business System, 1957, p. 160)。

(7) 井上 清・アメリカ企業形態論、ミネルヴァ書房、1973、107頁参照。

- (8) cf. H. E. Krooss & C. Gilbere・American Business History, 1972, p. 251.

コングロマリットとは、その訳語をみても「複合企業」、「多角化企業」、「集塊企業」などとなっていて未だ定訳は無いようであり、また、その内容説明は人によって様々である。そこで、アメリカの連邦通商委員会 (Federal Trade Commission) の定義によれば下記の三つの範疇から成る。(i)市場拡大コングロマリット……同一製品を生産するが販売地域を異にする企業同士の結合、(ii)製品拡大コングロマリット……生産する商品は異なるが、それらが何らかの関係を有する場合、たとえばカミソリの刃を作る企業とシェイビング・クリームを作る企業の結合、(iii)純粋コングロマリット……全く関係の無い商品を製造、販売する企業同士の結合 (cf. R. G. Warren・Antitrust in Theory and Practice, Grid, Inc., 1975, pp. 275~276)。

コングロマリットが形成されるようになった理由としては、資源の有効な利用と景気変動に対する安全性を高めるため (H. E. Krooss & C. Gilbere・ibid., p. 253)、あるいはその他の経済的な有利性を獲得することに加えて、この形態が水平合同や垂直合同よりも反トラスト法<クレイトン法>に抵触しにくかったことなどが考えられる (cf. R. G. Warren・ibid., pp. 276~280)。

- (9) 井上 清, 儀我社一郎編著・転換期の「多国籍企業」, 講座経営経済学7, ミネルヴァ書房, 1977, 1頁参照。

多国籍企業の定義にも人によって様々な表現が用いられているようであるが、藤原武平太, 和田 和両氏の定義に従えば「資本および人的・物的資源の同一企業内での移動が国境に制約されず、株主、経営者ともに多国籍であって、本社がコーディネイターの機能を営む企業組織を通じて自己補完性と経済合理性に基づいた最適国際分業体制」をしいている企業となっている (C. P. キンドルバーガー編 藤原武平太, 和田 和共訳・多国籍企業, 日本生産性本部, 昭和46年, 訳者はしがき)。多国籍企業が発生した要因としては、戦後世界的に資本自由化が推進されたことを背景に、(i)輸出によっては進出困難な市場へ浸透しあるいは保護するため、(ii)原料資源の追求と保護への欲求等がその主なものと言えよう (cf. R. Vernon・多国籍企業の将来, C. P. Kindleberger ed., The International Corporation, The Massachusetts Institute of Technology, 1970, pp. 374~378, 藤原武平太, 和田 和共訳・多国籍企業, 日本生産性本部, 昭和46年, 388~395頁参照)。

第二次大戦直後に企業形態論を著わしたチェリントン<sup>1)</sup>は、必要とする資金量の如何が企業の形態を基本的に決定するとして、企業金融の面からとらえようとした。彼は特に協同組合 (cooperatives) や政府所有の企業



(government business organization) を他の形態と同列に位置せしめようとしたのであるが、その背景としては、この時期すでに前者には独自の地位を与える法律が多くの州に存在していたことや、また、後者に関しては、この形態が当時非常に重要性を持つに至っていたと同時に、これが私企業に対して与える影響が非常に大きなものとなっていたことなどが考えられる。<sup>(1)</sup>

一般にアメリカの経営学の主要な特徴の一つは、それが大企業、とくに株式会社形態の拡大にともなう企業構造の拡大と複雑化に伴なって成立・発展してきた「経営者」を中心とする思考になっているということである。キンボールが第二次大戦後工業組織の問題をとらえ直してみようとしたのもこのような状況を背景にしていると考えられる。彼の場合は、現代工業においてその規模の拡大、専門化、標準化、極度な分業、それに組織や管理においてもより科学的な方法が用いられるようになったことなどを前提にした把握であり、これらの諸事態は上に述べたような状況に対する企業側の対応策として現われたものであると行うことができよう。

最後にアルフォードの場合であるが、彼は戦後の巨大企業における専門管理者層の増大に注目して、<sup>(2)</sup>特にリーダーシップや人事管理面での新たな変化を重要視している。<sup>(3)</sup>これは戦後の巨大コーポレーションの変質と、それに伴う管理原則の変化を考慮したものであると考えられる。すなわち、巨大な統合体としての現代大企業を集中的に管理するには従来の管理原則では対応しきれなくなったという状況を背景に、第二次大戦後は特に工業管理の概念と実践に多くの変化が生じたという認識を基礎にしたものであると言えよう。

ところで、戦後、しかも特に1960年代以降、「行動科学」的研究の成果を巨大独占企業における経済的意志決定の解明に適用することによって企業行動を説明し、予測することのできる新しい理論体系を形成しようという傾向が顕著になった。<sup>(4)</sup>これは1950年代の後半以降著しくなった資本主義の全盤的危機の一層の深まりの中で、EEC や日本などの抬頭によって相

対的に弱まりつつあったアメリカ資本主義を維持し、更には「世界企業」への展開を計ろうとする独占体の実践的課題から生まれたもので、そこには、この課題を担う専門経営者の意志決定過程を「客観化」・「科学化」しようというねらいがあった。<sup>(6)</sup>たとえばR.M.サイアートとJ.G.マーチ、あるいは彼等に続くC.P.ボニーニやH.I.アンソフ等によって行なわれた「企業行動理論」に関する一連の研究は「大規模で複雑な組織」としての現代の巨大企業を対象とするものであり、そこにおいては、市場に関する理論としての「企業の経済理論」と、組織における意志決定過程を扱う「組織論」的研究とを接合する試みがなされた。<sup>(7)</sup>

- (1) cf. H. V. Cherrington・Business Organization and Finance, 1948, p. 4.
- (2) 上林貞治郎・現代企業における資本・経営・技術, 森山書店, 昭和33年, 3頁参照。
- (3) cf. L. P. Alford・Principles of Industrial Management, revised edition, 1951, p. 68.
- (4) 1945年にR.A.ゴードンによって著わされた“Business Leadership in the Large Corporation”からもうかがわれるように、戦後は大企業のビジネス・リーダーシップ, すなわち現代大企業において実質的に意志決定を行なっているのは誰かということが大きく取り上げられていた(三戸 公・経営学講義, 未来社, 1975年, 25頁参照)。
- (5) 権 泰吉・「アメリカ『経営学』の発展」, 古林喜楽, 三戸 公編 経営経済学本質論, 中央経済社, 昭和45年, 148頁参照。
- (6) 権 泰吉・前掲論文, 149頁参照。
- (7) 権 泰吉・前掲論文, 149~150頁参照。

### ③—3 日 本

戦後の経済状態を概観してみると、1945年(昭和20年)の敗戦の後、日本においては工場の壊滅的打撃、生産の急激な低下、食料危機等が相次いで起り、1949年(昭和24年)春にドッジ・プランが実施に移されるまでは急激なインフレーションが起って日本経済は全くの混乱の中にあった。<sup>(1)</sup>ドッジ・プランは一時的には一種の安定恐慌をひき起し、中小企業の破綻と大資本への集中をもたらしたが、それはインフレ収束と貿易の再開を実現

したことによって日本資本主義の再生産を軌道に乗せる意味を持った。その結果、1950年には日本経済は戦後の破壊からの一応の立ち直りを完了した。<sup>(2)</sup>

1950年6月には朝鮮戦争が勃発し、その特需によって日本経済は戦後の発展へ向けて第一歩をふみ出すことになった。<sup>(3)</sup>そして、この時期を経ることによって日本の金融独占資本の再編が一応終り、また、アメリカからの直接投資や技術援助の形をとる資本輸出などによって日本経済のアメリカ従属が決定的となった。<sup>(4)</sup>その後、国際的には社会主義諸国の抬頭、EECの誕生、低開発国の経済発展などにより資本主義諸国の生産力の格差が平準化したために国際競争が激しくなり、わが国では開放経済体制を求める諸外国の圧力に応じて、国際競争力を強化すべく高度成長政策がとられることになった。<sup>(5)</sup>しかし、急激な設備投資は経済のゆがみを拡大し、昭和39・40年にはそれが生産過剰の形をとって顕在化した。この過剰生産圧力の顕在化以後、開放経済体制の資本自由化段階に突入したわが国独占資本は、これまで辺「成長産業」の一層の大型化と資本輸出などにより国際競争力の強化に奔走している。<sup>(6)</sup>

(1) 大内 力・日本経済論(上)、東京大学出版会、1970年、282～283頁参照。

(2) 大内 力・前掲書、286～287頁参照。

(3) 大内 力・前掲書、287頁参照。

(4) 大内 力・前掲書、288～293頁参照。

(5) 稲葉 襄・中小工業の経済理論、森山書店、1973年、169頁参照。

(6) 藤井光男・『資本自由化』と独占資本の再編成、野口 祐編 経営史概説、南雲堂深山社、1974年、172頁参照。

次に、この時期の企業の動向に焦点を当ててみよう。敗戦後のわが国においては「経済民主化政策」の一環として財閥解体、過度経済力集中排除法などによる政策が行なわれ、昭和22年には私的独占禁止法も制定された。しかし、翌23年以降のアメリカの対日政策の転換によってこれらの政策は緩和の方向へ向って動き始めた。そのため昭和27年には戦後はじめて

のカルテルが綿紡績業などにおいて公然と現われ<sup>(1)</sup>、翌28年の私的独占禁止法改正によっては、一定の条件の下における「不況カルテル」、「合理化カルテル」が容認され、トラストやコンツェルンに対しても広汎な合法的発展の可能性が附与された<sup>(2)</sup>。

このような一連の条件整備に支えられながら戦後の産業再編成は進行し、特に1960年代後半以降は業務提携、企業合併、企業系列の強化等、多様な企業集中形態でもって、カルテル、トラスト、コンツェルンの強化、再編成が強化されつつある<sup>(3)</sup>。この時期に現われた共同投資の形態は大企業すら手に負えない大投資に対していくつかのグループが共同して投資をする資本集中の形態である。これは主として海洋開発や宇宙産業などの、いわゆる先端産業や大コンビナートを建設し、資本の有機的構成の高い企業をつくり上げる重要な前提であった<sup>(4)</sup>。

- (1) 儀我壮一郎・「日本の企業形態」, 上林貞治郎, 井上 清, 儀我壮一郎共著, 現代企業形態論, ミネルヴァ書房, 昭和42年, 305頁参照。
- (2) 儀我壮一郎・前掲論文, 306頁参照。
- (3) 谷田庄三・「日本の産業・金融の再編成と金融資本」, 儀我壮一郎編 現代企業形態の研究, ミネルヴァ書房, 昭和46年, 146頁参照。
- (4) E, A, Пигулевская・Монополии и финансовая олигархия в современной японии, издательство «Наука», 1966, стр. 70. 名島修三訳・現代日本の金融資本, 合同出版, 1968年, 82頁参照。

第二次大戦後のわが国の企業は、上に概観したような背景をもって発展したのであるが、終戦直後の復興が急務とされていた時期に小高泰雄氏は「経営経済学総論」(昭和25年)を著わし、その中で、経営経済学を実践的・規範的なものとして位置づけ、資本構造面と並んで、管理職能の構造をも含めた生産職能構造としての経営組織の面からも企業形態をとらえようとした。

国弘員人氏はこの時期、カルテル、トラストのみならず協同組合や公企業までも含めて企業形態をとらえようとした<sup>(5)</sup>。氏の説は基本的には増地氏の説に近いものと考えられるが、戦後、独占禁止政策が多少緩和されたり、

日本電信電話公社が設立されたことなどの新しい事情を背景に、企業集中、公企業、協同組合等の問題を従来よりも重視していると言えよう。

先にもふれたように、戦後は日本経済のアメリカ経済への依存が強まるなかで、アメリカからの資本や技術がさかんに導入されたが、経営学の分野においても戦後は主としてアメリカの管理論的経営学が導入されるようになった。いわゆる伝統的管理論がまず紹介され、続いて近代組織論、意志決定論、行動科学などが紹介された。<sup>(3)</sup> 占部氏は昭和33年にヴェブレンやコモンズによる制度論的な方法を取り入れて「経営形態論」を著わし、昭和44年の「企業形態論」においてはこれをさらに総合的なものに発展させて、所有的側面からとらえた企業構造論に意志決定の要素を結合させた新しい企業形態論を展開しようとした。

第二次大戦後は日本においても大規模企業の性格変化を問題とする考え方が強くなり、今日の大規模経営はもはや私利利潤追求の対象物以上の社会的な存在となっているという認識をもって、経営をその行動原理に主眼を置いてとらえようとする説も現われてきた。栗田氏は経営を社会的需要充足のための生産組織体としてとらえ、<sup>(4)</sup> その形態を経営活動の指導原理や意志決定者のちがいによってとらえようとしている。山城氏の場合は所有と経営の分離の結果、現在では経営体という新しい自主的活動体が生成しているという認識に基づいた説である。これは、経営の所有からの切り離しはもちろん、経営者支配をも越えて、経営者、管理者、従業員その他のものを一括した制度的存在としての経営体が現代社会に生成している<sup>(5)</sup> とらえるものである。山本安次郎氏の場合も、現代社会に、所有と経営の分離による経営の自律化を認める説であり、<sup>(6)</sup> 従って、所有的側面からの考察は第二義的なものとして、経営の意志形成の面から形態をとらえようとしている。

他方、唯物論的な立場から企業を分析しようとする流れも中西氏以来続いており、馬場氏の説はこれに類するものである。しかし、馬場氏の場合は個別資本の規定がより具体的であり、資本家の意識的な経営実践、すな

わち企業目的に奉仕する経営技術を認めたいうでの把握である。<sup>(7)</sup>ここに、同じ個別資本説をとりながらも特に経営の意識的な主体による「管理」を無視しては経営経済学を論じえなくなったという立場が明らかにされている。これは第二次大戦前後、しかも特に戦後になって企業の管理問題がクローズアップされてきたことと無関係ではないだろう。

儀我氏の説は特に第二次大戦後の企業形態の諸変化に重点を置いている。氏は、独占段階においては企業の個別形態よりもむしろ集中・結合の形態に重点が置かれるべきであると考えており、<sup>(8)</sup>第二次大戦後顕著になった資本主義諸国の国家独占資本主義的な経済再編成、企業の発展変化を、とりわけ金融資本の存在形態に重点を置いてとらえようとしている。

- (1) 小高泰雄・経営経済学総論、泉文堂、昭和25年、9～15頁参照。
- (2) 国弘氏の著書がまとめて出されたのもこの頃である。「トラスト・カルテル論」と「協同組合概論」が昭和23年に出版され、翌24年には「公企業概説」、「企業形態の諸問題」、「企業形態論」が出されている。
- (3) 占部都美・企業形態論、白桃書房、昭和44年、はしがき参照。
- (4) 栗田真造・経営構造の類型的研究、森山書店、昭和51年(初版 昭和33年)、序文参照。
- (5) 山城 章・増訂経営学要論、白桃書房、昭和45年、50～56頁参照。
- (6) 山本安次郎・経営学本質論、森山書店、昭和43年、91頁参照。
- (7) 馬場克三・個別資本と経営技術、有斐閣、昭和41年、6、93頁、並びに馬場克三・「個別資本運動説の反省」、古林喜楽、三戸 公編 経営経済学本質論、中央経済社、昭和45年、第2章参照。
- (8) 上林貞治郎、井上 清、儀我壯一郎共著・現代企業形態論、ミネルヴァ書房、昭和42年、はしがき参照。

(本論文作成に当って、私の恩師である神戸大学名誉教授・本学教授の稲葉 襄先生、並びに神戸大学の宗像正幸助教授から度重なる御指導をいただいたことに対し、心から感謝申し上げます。)